

東京二十三区清掃一部事務組合
放射線障害防止指針

平成24年6月1日

東京二十三区清掃一部事務組合

目 次

| | | |
|----|--|-------|
| 1 | 目的 | ・・・ 1 |
| 2 | 適用範囲 | ・・・ 1 |
| 3 | 被ばく限度の考え方 | ・・・ 1 |
| 4 | 定期測定 | ・・・ 2 |
| 5 | 作業環境管理 | ・・・ 2 |
| 6 | 被ばく線量測定 | ・・・ 2 |
| 7 | 内部被ばくを防止するための保護具 | ・・・ 2 |
| 8 | 工事請負者等の放射線被ばく防止対策 | ・・・ 2 |
| 9 | 清掃工場並びに中防処理施設管理事務所における放射線障害防止に関する 労働安全衛生管理体制の確立 | ・・・ 3 |
| 10 | その他 | ・・・ 3 |
| 11 | 施行 | ・・・ 4 |

1 目的

本指針は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「当組合」という。）における放射性物質に汚染されたおそれのある主灰、飛灰、飛灰処理汚泥、熔融飛灰、熔融飛灰処理汚泥（以下「飛灰等」という。）を取り扱う作業に従事する作業者の労働安全衛生対策を定め、作業者の放射線被ばく防止を図ることを目的とする。

（解説）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災直後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により人工放射性物質が大気環境中に飛散した。その結果、東京 23 区の地域から収集された可燃ごみにも微量の放射性物質が混入し、焼却処理過程で一定程度焼却灰等に濃縮される状態が確認された。

本来、清掃工場で処理する対象は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第 2 条）において、「放射性物質及びこれによって汚染された物を除く」と明記されており、法の想定していない事態に至っていることになる。

そこで、当組合の処理施設において飛灰等を取り扱う作業者の労働安全衛生を確保するため、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）の趣旨を踏まえて、本指針を定めたものである。

その後、平成 24 年 1 月 1 日に「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が施行される。

2 適用範囲

本指針は、清掃工場並びに中防処理施設管理事務所の搬入ごみが放射性物質に汚染されているおそれがある場合の灰関連設備における維持管理作業に適用する。

3 被ばく限度の考え方

- (1) 当組合の業務に常時従事する作業者の 1 年間の被ばく線量が 1 mSv を超えないように努める。
- (2) 定期点検補修工事請負者など一定期間のみ当組合の施設において業務に従事する作業者については、当該業務における被ばく線量が年間 1 mSv（3 か月 250 μ Sv）相当を超えないよう努める。

（解説）

清掃工場等における業務は放射線による被ばくを想定していないため、清掃工場等における業務に従事する者の線量限度は職業被ばくに対する線量限度ではなく、公衆被ばくに対する線量限度を採用するのが適当であると考えられる。したがって、当組合の業務に従事する作業者の 1 年間の被ばく線量は、公衆の 1 年間の被ばく線量限度（自然放射線及び医療用放射線による被ばくを除く。）である 1 mSv を超えないように努めるものとする。

当組合の工事を請け負う作業者などについては、工事請負者あるいは業務受託者の管理の下で、当組合の業務における被ばく線量は年間 1 mSv 相当を超えないように努める。

4 定期測定

当分の間、飛灰等の放射能濃度並びに施設の敷地境界及び灰関連設備近傍で空間線量率測定を実施し、取り扱う飛灰等及び作業環境の状況を把握する。

5 作業環境管理

定期測定の測定結果により、当該処理施設で取り扱う飛灰等の放射能濃度が8,000Bq/kg未満であることを確認するとともに、作業場における空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下であることを確認する。

空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超えた場合は、当該作業場への作業員以外の職員等の立入禁止、作業員の作業時間制限の措置を講ずる。

(解説)

電離則第3条では、3か月 1.3mSv ($2.5\mu\text{Sv/h}$)を超えるおそれのある区域、又は表面密度が 4.0Bq/cm^2 を超えるおそれのある区域は管理区域と規定している。

当組合では、電離則の趣旨を踏まえ、空間線量率 $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える区域を特に管理を要する区域とする。

6 被ばく線量測定

以下の作業を行う場合は、積算線量計により被ばく線量を測定し、積算線量の記録は保管する。

- (1) 空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超え、又は超えるおそれのある作業場での作業
- (2) 飛灰に直接接触するおそれがある作業

7 内部被ばくを防止するための保護具

作業員は、「ダイオキシン類ばく露防止対策」に準拠して保護具を着用する。

(有機溶剤中毒予防規則、粉じん障害防止規則その他の規則等に呼吸用保護具の使用が規定される場所・作業等がある場合は、それらの規程に合致した呼吸用保護具を使用すること。)

8 工事請負者等の放射線被ばく防止対策

工事請負者等は、当組合の「被ばく限度の考え方」に準じて、作業員の被ばく防止を図るものとする。

なお、監督員に指名された工場職員(以下「監督員」という。)は、被ばく限度の考え方の下、作業員の受ける被ばく線量が年間 1mSv (3か月 $250\mu\text{Sv}$)相当を超えないように現場代理人等を指導する。

(1) 作業環境管理

焼却炉、ボイラ及び集じん設備内部等の補修等の作業前に、監督員が当該設備内部マンホール近傍の空間線量率を測定し、工事請負者等は設備内部作業場所の空間線量率をサーベイメータにより測定する。

空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場合は、工事請負者等に対して作業管理など作業員の被ばく防止について指導する。

空間線量率確認後、工事請負者等は積算線量計などにより作業者の被ばく管理を行う。

監督員は、立会時に積算線量計を携帯し、被ばく線量を測定する。

(2) 工事等により発生する汚染物の取扱い

工事等により発生した耐火物、ろ布などの汚染物は、サーベイメータにより空間線量率が1.0 μ Sv/h 以下であることを確認する。

9 清掃工場並びに中防処理施設管理事務所における放射線障害防止に関する労働安全衛生管理体制の確立

(1) 放射線障害防止管理責任者

作業者の放射線被ばく防止対策を統括する放射線障害防止管理責任者を清掃工場並びに中防処理施設管理事務所に設置する。

放射線障害防止管理責任者には課長(又は課長職の事務を取り扱う参事)の職員をもって充てる。

(2) 測定責任者の選任

放射線障害防止管理責任者は、所属職員の中から測定責任者を選任する。測定責任者は、定期的に灰関連設備近傍の空間線量率を測定し、作業環境状況を把握し、工場職員、工事請負者等へ周知する。また、定期点検補修工事時において設備の内部で作業する前に、灰処理設備近傍の空間線量率を測定し、工場職員、工事請負者等へ周知する。

(補足)

それぞれの作業場での空間線量率の測定を行う場合、測定方法を熟知している複数の者が分担することは差し支えない。測定責任者は工場内の作業環境を包括的に把握するとともに、工事請負者等との連絡窓口の役割を担う。

(3) 委員会

清掃工場並びに中防処理施設管理事務所の安全衛生委員会等において必要な事項を検討し、本指針で定めた放射線被ばく防止対策を推進する。

(解説)

本指針で対象としている作業や設備は、処理施設に共通すると思われるものである。本指針で定めている対象作業・設備のほかに、対象とすべき作業・設備がある場合は、清掃工場並びに中防処理施設管理事務所で設置する委員会で検討する。

(4) 工事請負者等との協議体制

定期点検補修工事等の工事請負者や、焼却炉の運転・点検作業の業務受託者と放射線被ばく防止を図るための協議の場を設け、工事請負者あるいは業務受託者に本指針や協議を踏まえた対策を実施させる。

10 その他

本指針に定めるもののほか、放射線障害防止に関して必要な事項は、放射線障害防止検討委員会において審議して定める。

1.1 施行

本指針は、平成 23 年 10 月 1 日より施行する。

本指針は、平成 24 年 6 月 1 日より施行する。